

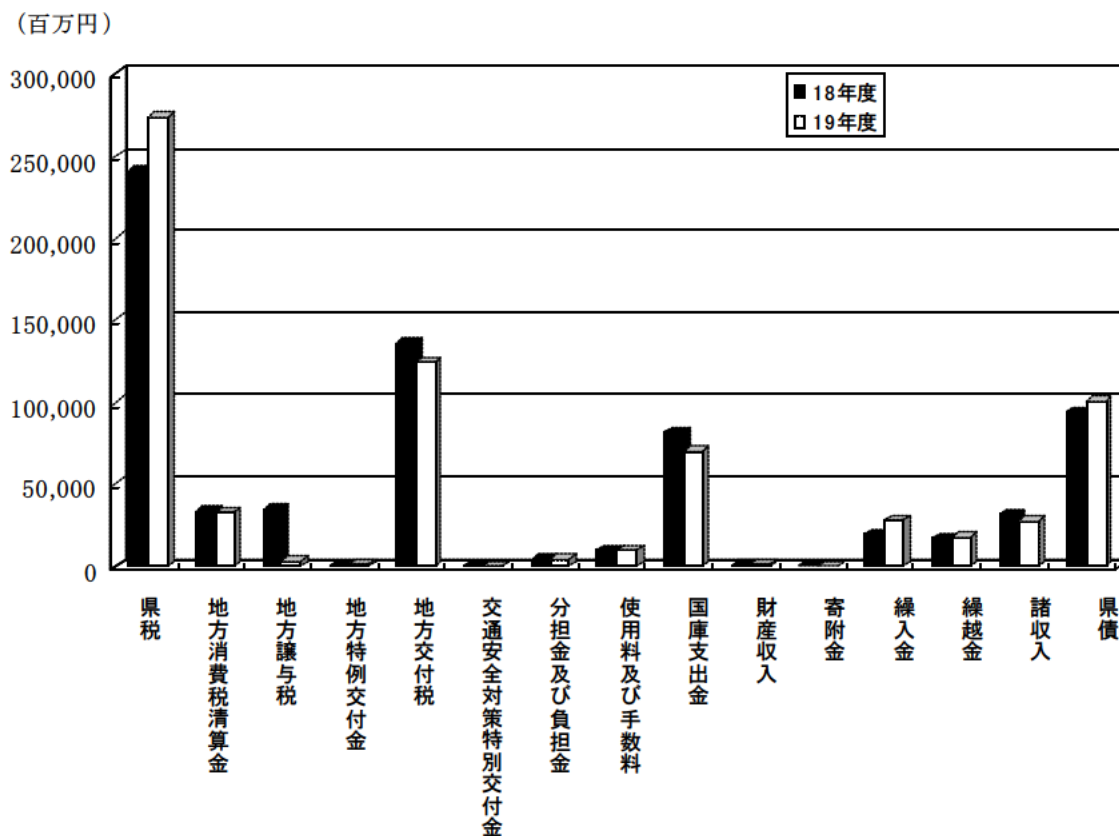
## (1) 歳入

### ア 科目別歳入決算の状況

主要な歳入科目の決算の状況は、以下のとおりです。

なお、歳入科目ごとに、決算額を前年度と比較すると、図3のとおりです。また、過去からの推移については、巻末資料4をご覧ください。

図3 一般会計款別歳入決算の対前年度比較



#### (ア) 県税

平成19年度の県税収入は、約2,736億円で、前年度に比べて約327億円、13.6%の増となりました。

これは主に、個人県民税の増によるものです。個人県民税は、税源移譲により、約660億円となり、前年度に比べて約295億円、80.6%の増となりました。

また、法人二税は、製造業の収益増により、約949億円となり、前年度に比べて約20億円、2.1%の増となりました。

これら県税収入の状況については、表3、図4及び巻末資料6を、また、過去の推移については、図5及び巻末資料5をご覧ください。

表3 県税決算の状況（一般会計）

（単位：千円、％）

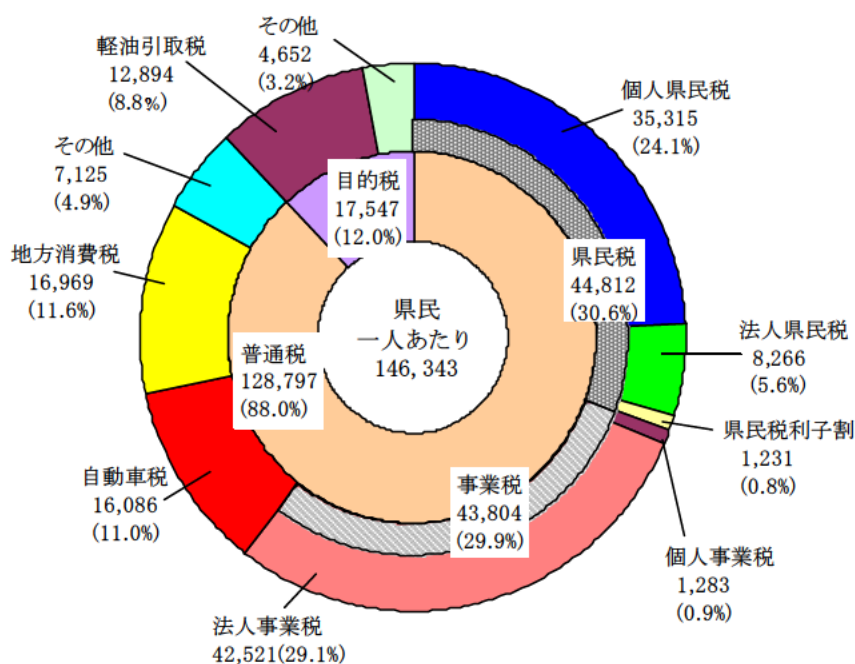
	平成19年度 決算額 A	平成18年度 決算額 B	比較		構成比		県民1人 あたり 負担額(円)
			増減 A-B	伸び率 (A-B) /B	19年度	18年度	
普通税	240,760,723	207,918,279	32,842,444	15.8	88.0	86.3	128,797
直接税	202,813,353	169,943,876	32,869,477	19.3	74.1	70.6	108,497
間接税	37,947,370	37,974,403	△27,033	△0.1	13.9	15.8	20,300
目的税	32,799,968	32,933,221	△133,253	△0.4	12.0	13.7	17,547
直接税	8,696,503	9,150,156	△453,653	△5.0	3.2	3.8	4,652
間接税	24,103,465	23,783,065	320,400	1.3	8.8	9.9	12,894
合計	273,560,690	240,851,500	32,709,190	13.6	100.0	100.0	146,343

（注）県民1人あたり負担額は平成19年度です。〔人口（H19.10.1統計室推計1,869,307人）〕

（四捨五入のため合計に合わない場合があります。）

図4 県民1人あたりの県税負担額及び構成割合（一般会計）（単位：円）

\*（ ）は県税科目構成割合です。



（注）人口（H19.10.1統計室推計1,869,307人）

（四捨五入のため合計に合わない場合があります。）

一口メモ

● 「県税」

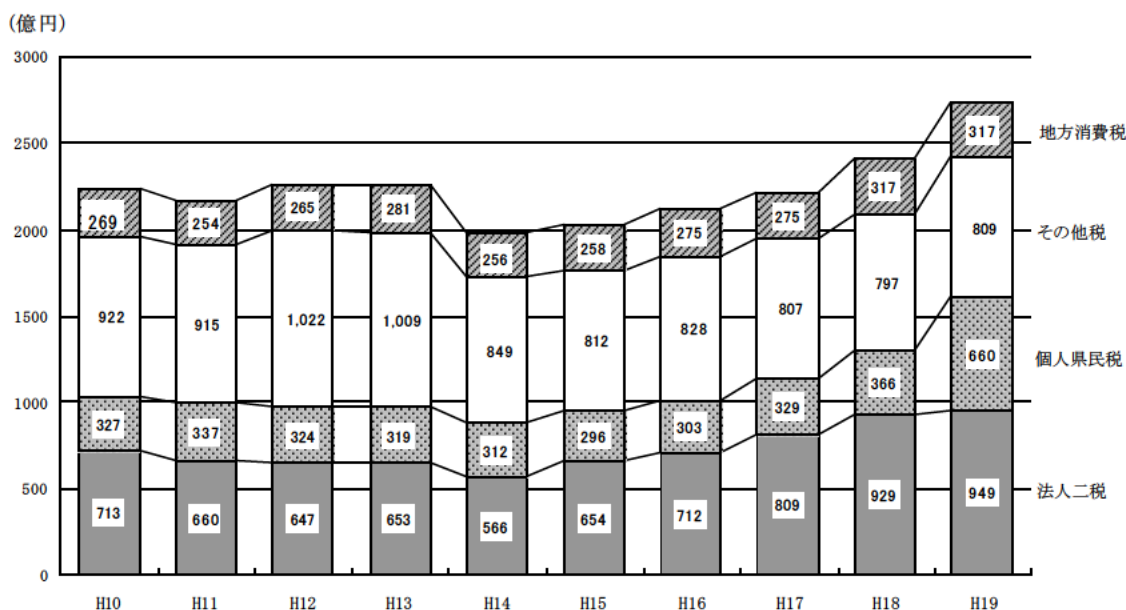
**普通税**… 県の一般財政需要を支弁するために課する税をいいます。普通税には、税目が法定されている普通税とそれ以外のもので地方団体が所定の要件と手続きのもとに課することができる法定外普通税とがあります。

**目的税**… 県の特定の財政需要を支弁するために課する税で、用途が特定されている税をいいます。目的税においても、税目が法定されている目的税とそれ以外のもので地方団体が特定の用途に充てるために所定の要件と手続きのもとに課することができる法定外目的税とがあります。

図5 県税収入の額の推移（一般会計）

（注）法人二税＝法人県民税＋法人事業税

（四捨五入のため合計に合わない場合があります。）



## 県税収入における法人二税について

平成19年度決算において、法人事業税と法人県民税を合わせた法人二税は、歳入全体の13.1%、県税収入の34.7%を占めています。

県税収入の推移については、図6のとおりですが、図7及び図8のとおり、その動向は、法人二税の動向とほぼ一致しており、法人二税の伸び率に大きく影響を受けています。

一方で、これら法人二税は、経済情勢によって大きく変動します。このように、地方自治体のサービスの財源が経済変動の影響を大きく受けたくないような税の制度が必要であるとの考えから、平成16年度から法人事業税に外形標準課税制度が導入されています。

そのうえで、偏在性が小さい地方税体系の構築を進めるため、平成20年10月1日以後開始する事業年度から法人事業税の税率を引き下げるとともに、新たに地方法人特別税を創設し、その地方法人特別税の税収の全額を、人口等一定の基準により、都道府県へ譲与する地方法人特別譲与税が創設されたところです。

図6 県税収入の対前年度伸び率の推移（一般会計）

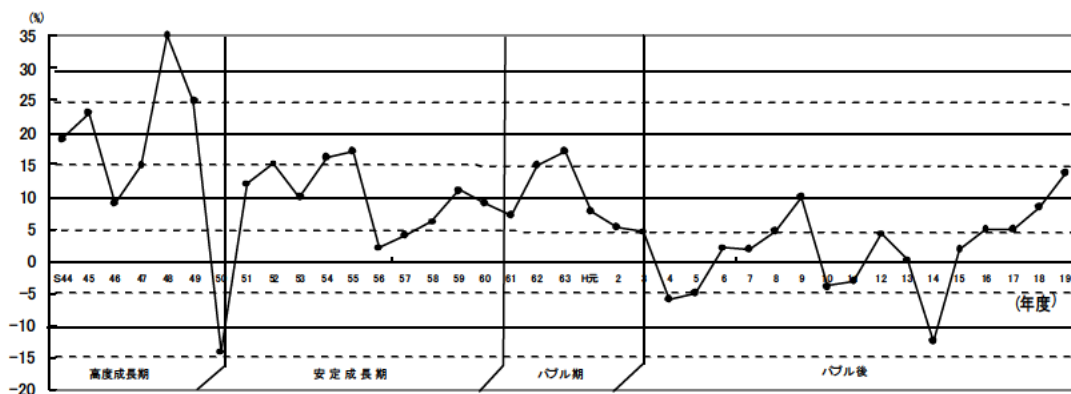


図7 法人二税の推移（一般会計）

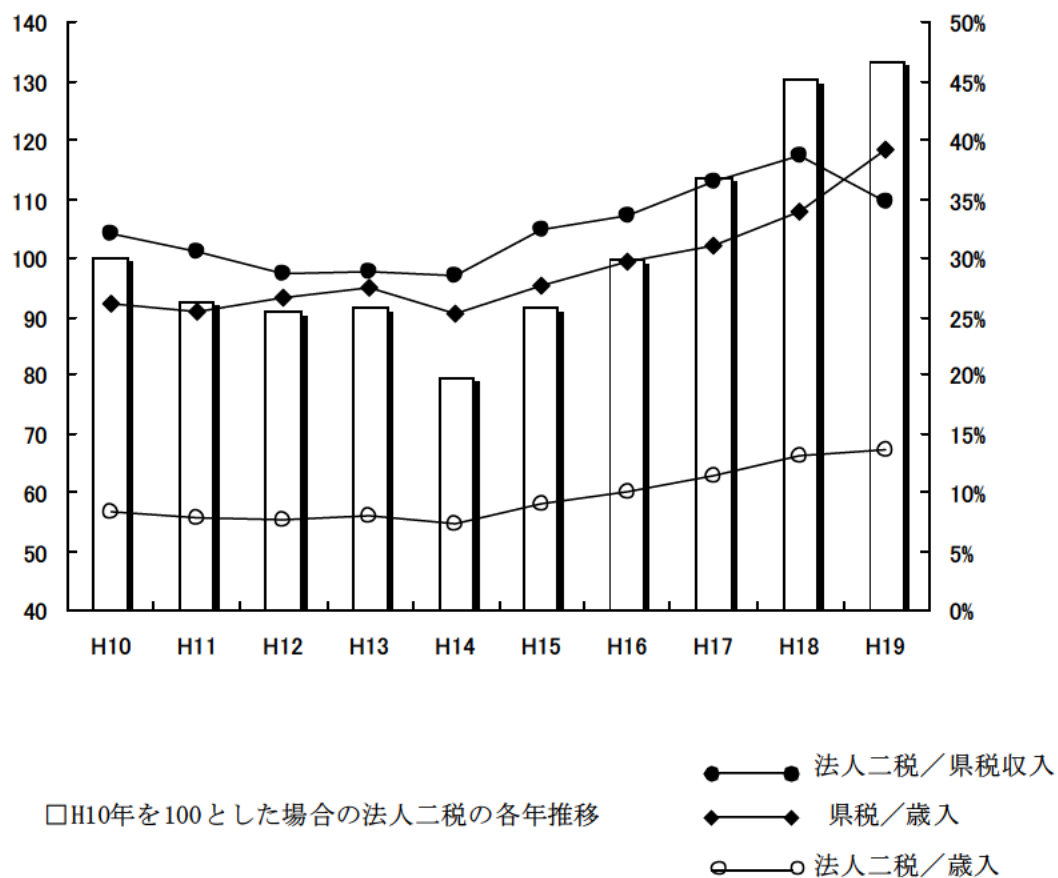
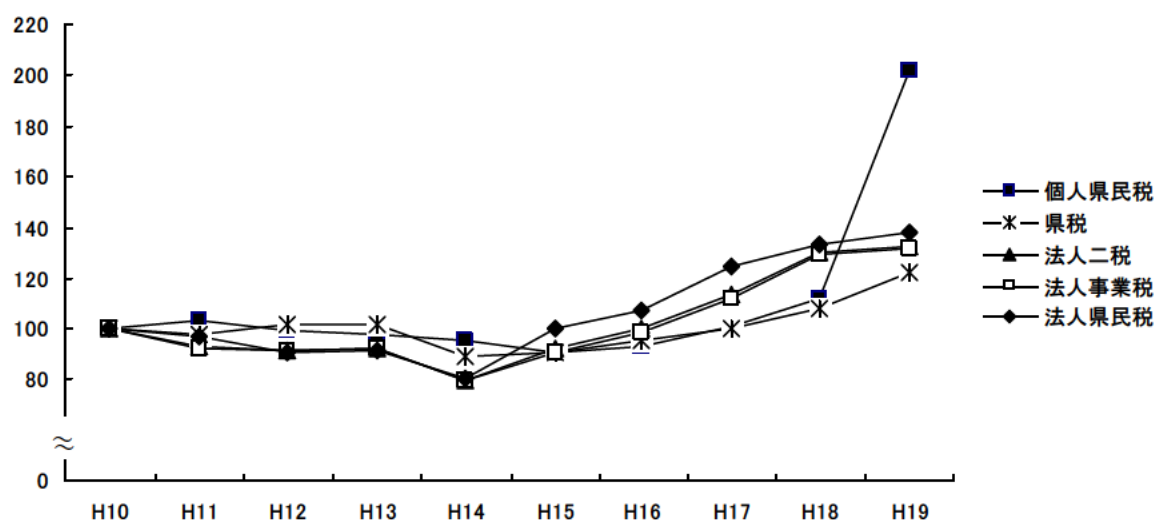


図8 県税の動向の推移（一般会計）

（平成10年度を100とした場合の各年度の推移）



以下、県税以外の主要科目については、表4をご覧ください。

**(イ) 地方消費税清算金**

地方消費税清算金は、約338億円で、前年度に比べ約6億円、1.6%の減額となりました。これは、清算の基礎となる全国の地方消費税が減収となっていることによるものです。

**(ウ) 地方譲与税**

地方譲与税は、約37億円で、前年度に比べ約320億円、89.6%の減額となりました。これは、国から地方への税源移譲を行うまでの間の措置である所得譲与税が廃止されたことによるものです。

**(エ) 地方交付税**

地方交付税は、約1,242億円で、前年度に比べ約125億円、9.1%の減額となりました。これは、国の三位一体の改革や県税収入が伸びたことに伴うものです。

**(オ) 国庫支出金**

国庫支出金は、約705億円で、前年度に比べ約114億円、13.9%の減額となりました。

**(カ) 繰入金**

繰入金は、約277億円で、前年度に比べ約82億円、42.1%の増額となりました。このうち、他会計繰入金は約13億円で、前年度に比べ約8億円、36.7%の減、基金繰入金が約264億円となり、前年度に比べ約90億円、51.4%の増となっています。

表4 主要な歳入科目決算の状況（一般会計）

（単位：千円、％）

区 分	平成19年度 決算額A	平成18年度 決算額B	比 較		構 成 比	
			増 減 A - B	伸び率 (A-B)/B	19年度	18年度
地方消費税清算金	33,882,785	34,389,916	△507,131	△1.5	4.8	4.8
地方譲与税	3,734,191	35,740,608	△32,006,417	△89.6	0.5	5.0
地方交付税	124,181,311	136,680,682	△12,499,371	△9.1	17.8	19.2
普通交付税	122,617,038	134,887,424	△12,270,386	△9.1	17.5	19.0
特別交付税	1,564,273	1,793,258	△228,985	△12.8	0.2	0.3
国庫支出金	70,513,726	81,920,229	△11,406,503	△13.9	10.1	11.5
国庫負担金	53,588,876	61,530,618	△7,941,742	△12.9	7.7	8.7
国庫補助金	15,262,112	19,552,919	△4,290,807	△21.9	2.2	2.7
委託金	1,662,739	836,692	826,047	98.7	0.2	0.1
繰入金	27,680,367	19,481,153	8,199,214	42.1	4.0	2.7
歳入合計	699,282,037	711,316,689	△12,034,652	△1.7	100.0	100.0

（四捨五入のため合計に合わない場合があります。）

## 一口メモ

- 地方譲与税…………… 国が徴収する国税を一定の基準で地方公共団体に譲与するもので、都道府県に譲与するものとしては地方道路譲与税、石油ガス譲与税及び航空機燃料譲与税があります。  
また、平成18年度までは、個人の所得課税に係る国から地方への本格的な税源移譲を行うまでの間の措置として所得譲与税が交付されました。
- 地方交付税…………… 地方公共団体間の地域格差をなくし、一定の行政水準を確保できるようにするため、各地方公共団体ごとに標準的な基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、財源不足額が生じる場合に国から交付されるもので、その財源として国税のうち所得税、酒税の32%、法人税（H10；32%、H11；32.5%、H12～18；35.8%、H19～；34%）、消費税の29.5%及びたばこ税の25%が充てられています。
- 交通安全対策特別交付金… 地方公共団体の道路交通安全施設設置等のため、交通違反などの反則金を財源に、交通事故件数と人口集中地区人口等を基準として国から交付されるものです。
- 分担金及び負担金…………… 県が行う事業で特に利益を受ける人から、その受益の限度において法令などの規定に基づき徴収するものです。
- 使用料及び手数料…………… 県の施設や行政サービスを利用する人から、それに要する経費の全部又は一部を負担してもらうもので、県立高等学校授業料や各種許可証交付手数料などがあります。
- 国庫支出金…………… 県が行う事務事業の経費の全部又は一部を国が支出するもので、その性質によって次の三つに分けられます。  
国庫負担金；義務教育や生活保護など、国と地方公共団体が共同責任をもって行わなければならない事業について国が全部又は一部の経費を負担するものです。  
国庫補助金；国が費用の全部又は一部を負担して特定の事務や施設の設置を地方公共団体に対して奨励、援助するものです。

国庫委託金；国会議員の選挙や国勢調査など、本来国の行うべき事務について、国が経費の全部を負担して地方公共団体に事業を委託するものです。

- 財産収入…………… 県の財産を貸し付けたり売り払うことによる収入です。
- 寄附金…………… 県以外から金銭を譲り受けるものです。
- 繰入金…………… 他の会計や基金などから繰り入れるものです。
- 繰越金…………… 県の前年度の決算剰余金を受け入れるものです。
- 諸収入…………… 地方税の延滞金や預金利子など他の収入科目に含まれない収入です。
- 県債…………… 県が高等学校などを建てたり、道路や河川を整備するなど、多額の費用を一時に必要とする建設事業を行うとき、財源を確保するため、また、施設等を利用する将来の県民との間で負担の公平化を図るため、長期の資金借入れを行うものです。起債にあたっては現在、総務大臣に協議が必要です。
- 県債依存度…………… 歳入総額に占める県債の割合をいいます。

#### (キ) 県債

平成19年度の県債発行額は、約1,012億円で、表5のとおり、前年度に比べ約70億円、7.4%の増となりました。

また、県債依存度（歳入総額に占める県債の割合）は、表6、図9のとおり、平成19年度は、前年度に比べ1.3ポイント増の14.5%となりました。また、歳出総額に占める元利償還金の割合は、平成19年度は、14.2%（対前年度比0.5ポイント増）となりました。一方、県債の平成19年度末現在高は、約9,825億円で、前年度に比べ約213億円、2.2%の増となりました。

発行した県債の種類は、図10及び巻末資料9のとおり、その主なものは、土木債に45.9%、臨時財政対策債に19.6%、農林水産債に10.8%、退職手当債に10.1%などとなっています。平成17年度までは、制度上、県債の発行は総務省の許可が必要で、また地方財政法で用途も制限されていて、投資的経費にのみ充てることになっていました。なお、臨時財政対策債など特別法等により発行が許可される県債もあり、その発行額も高い水準で推移しています。県債残高が増えるということは、一方で社会資本の整備が進んだともいえるでしょう。

県債発行額の推移などについては、図11及び巻末資料10のとおり、平成10年度に対して平成19年度は、金額で約0.83倍、県債依存度で約1.01倍となっています。

表5 県債発行額の対前年度比較（一般会計）（単位：千円、%）

区 分	平成19年度 決算額 A	平成18年度 決算額 B	比 較	
			増 減 A - B	伸 び 率 (A - B) / B
県 債	101,171,700	94,196,600	6,975,100	7.4

表6 県債依存度等の年度別推移（一般会計）（単位：%）

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
県債発行額/歳入総額	14.3	12.1	11.9	12.6	15.7	13.7	14.0	13.8	13.2	14.5
元利償還金/歳出総額	9.6	10.4	12.6	13.8	15.4	13.9	15.1	13.8	13.7	14.2

図9 歳入に占める県債発行額及び歳出に占める元利償還金の割合の推移

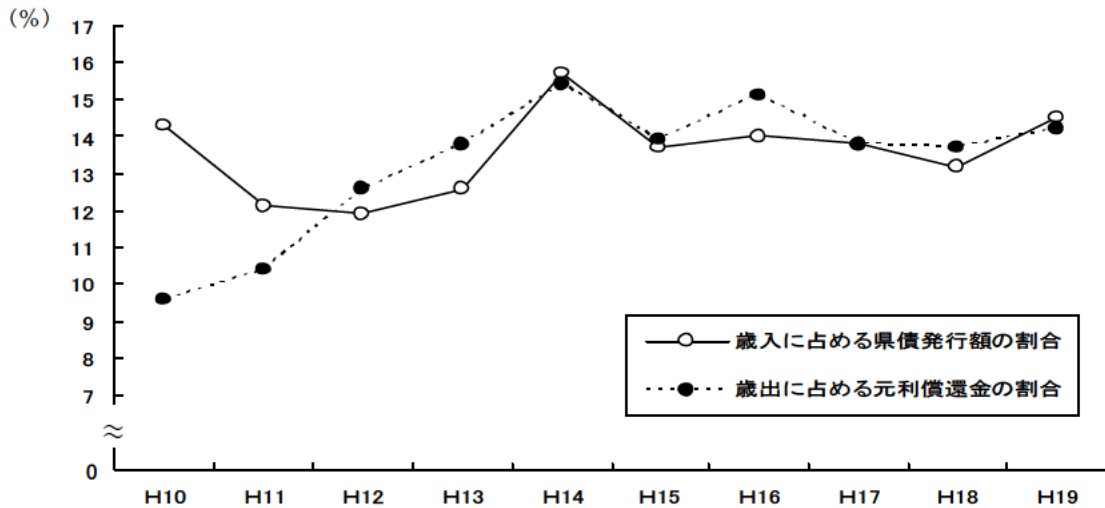
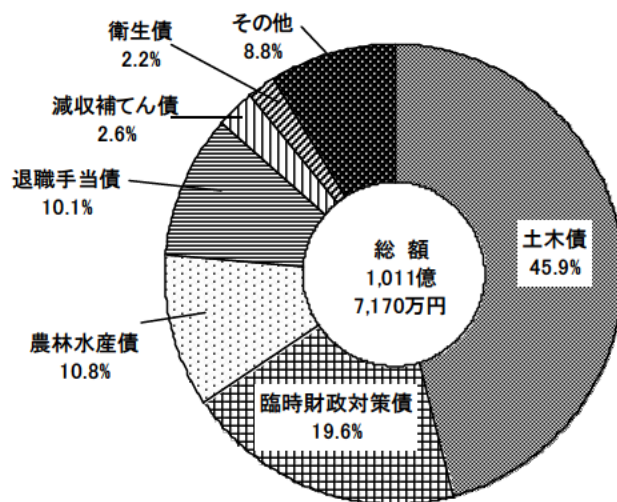
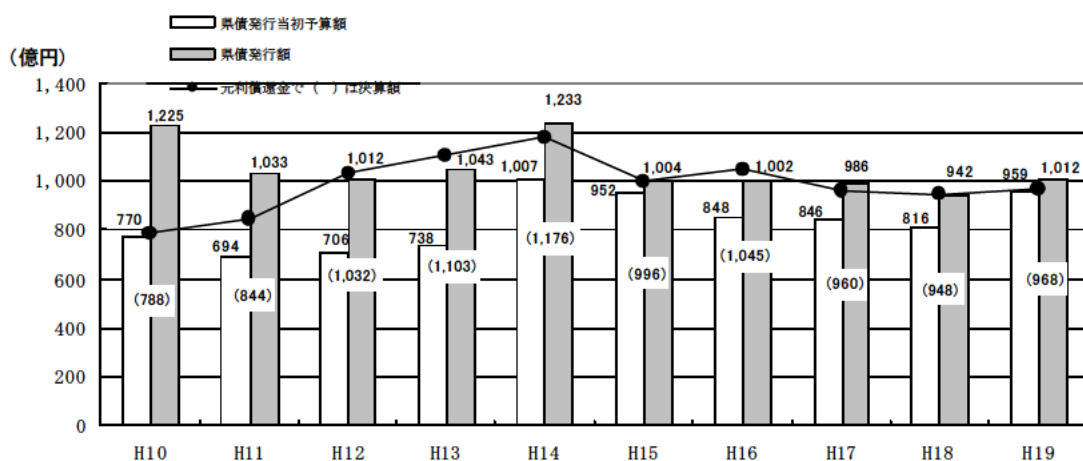


図10 県債目別構成比（一般会計）



(四捨五入のため合計に合わない場合があります。)

図11 県債発行額の推移（一般会計）





## イ 性質別歳入決算の状況

### (ア) 自主財源と依存財源

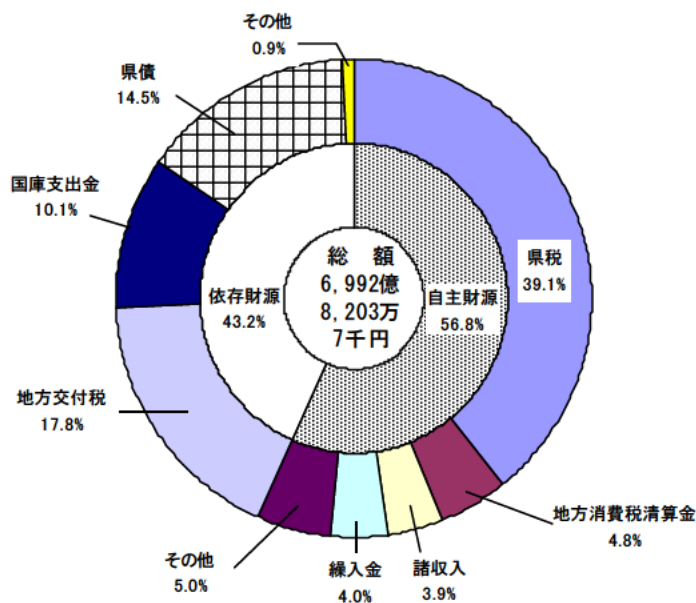
歳入の自主性という観点から、県税や財産収入など県自らの権限によって収入できる自主財源と、地方交付税や国庫支出金、県債など国によって交付あるいは割当てられる依存財源に分類してみますと、歳入決算額に占める自主財源の割合が高いほど財政運営に自主性があり、財政上好ましい姿であるといえます。

平成19年度決算では、表7、図12及び巻末資料11のとおり、自主財源が56.8%、依存財源が43.2%を占めています。昨年度と比較すると、県税が約327億円の増収となったことなどから、自主財源比率は昨年度の50.8%を上回りました。

自主財源は概ね2分の1を占めていますが、県税収入は、39.1%に止まっています。また、依存財源は、地方交付税17.8%、国庫支出金10.1%と歳入全体に占める割合が高く、歳入構造の自主性という点からは、まだまだ課題が多いといえます。

なお、過去からの推移については、図13、図14及び巻末資料12～14をご覧ください。

図12 自主財源と依存財源の構成比（一般会計）



(四捨五入のため合計にあわない場合があります。)

#### 一口メモ

- 自主財源・依存財源とは… 県の歳入は、県税、分担金及び負担金、使用料及び手数料などのように県が自ら賦課徴収することのできる自主財源と、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金などのように国から定められた額を交付されたり割り当てられたりする依存財源とに分けることができます。

表7 自主財源と依存財源における対前年度比較（一般会計）

（単位：千円、％）

区分	平成19年度 決算額 A	平成18年度 決算額 B	比較		構成比	
			増減 A-B	伸び率 (A-B)/B	19年度	18年度
自主財源	396,849,142	361,150,196	35,698,946	9.9	56.8	50.8
依存財源	302,432,894	350,166,493	△47,733,599	△13.6	43.2	49.2
合計	699,282,037	711,316,689	△12,034,652	△1.7	100.0	100.0

（四捨五入のため合計にあわない場合があります。）

図13 歳入に占める自主財源及び依存財源の割合の推移（一般会計）

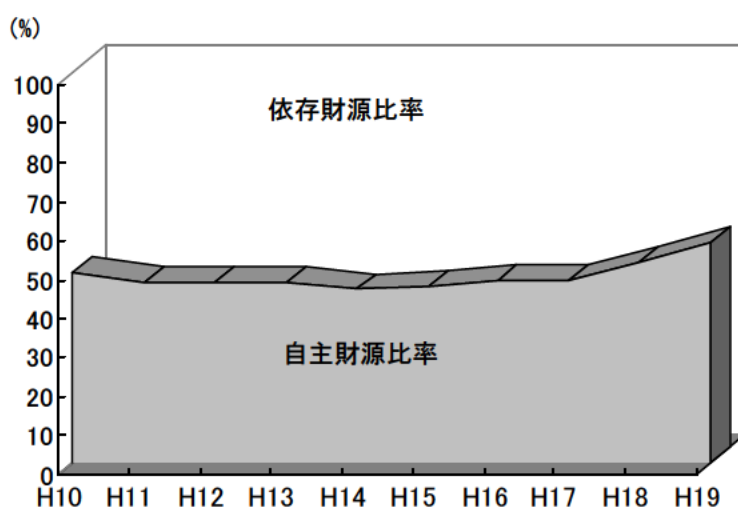
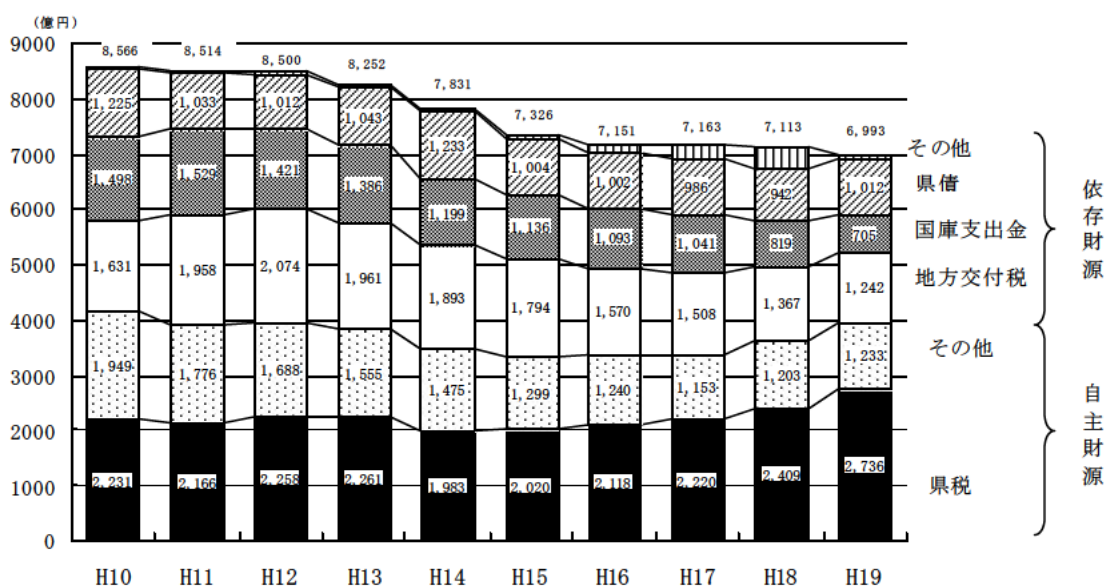


図14 自主財源と依存財源の区分による歳入決算の額の推移（一般会計）



（注）平成19年度の依存財源中、「その他」の決算額は66億円です。

（注）四捨五入のため合計にあわない場合があります。

(イ) 一般財源と特定財源

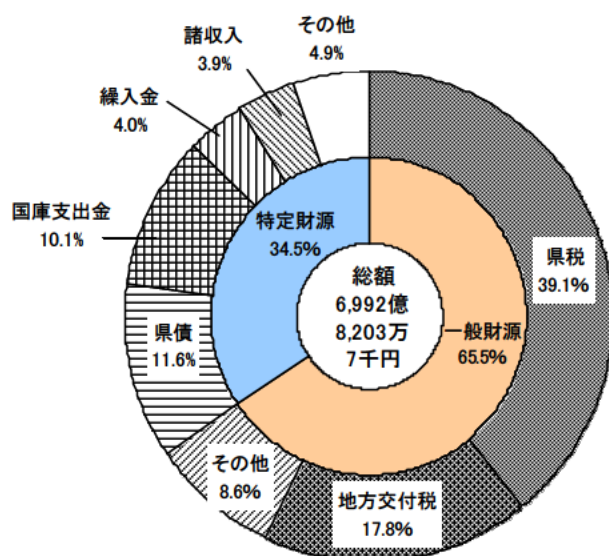
歳入の弾力性という観点から、県税や地方交付税といった用途の特定されていない一般財源と、国庫支出金や県債など用途があらかじめ特定されている特定財源に分類してみますと、用途の特定されていない一般財源の歳入決算額に占める割合が高いほど弾力的な財政運営ができ、好ましい財政構造といえます。

平成19年度決算では、表8、図15及び巻末資料15のとおり、一般財源が65.5%、特定財源が34.5%となっています。

県税は増収となり、地方交付税は国の三位一体の改革に伴い減収となっています。この結果、一般財源比率は、昨年の66.6%を1.1ポイント下回りました。

なお、過去からの推移については、図16、図17及び巻末資料16～18をご覧ください。

図15 一般財源と特定財源の構成比（一般会計）



(四捨五入のため合計にあわない場合があります。)

\*注 図15～図17の一般財源と特定財源について、県債のうち、減税補てん債、臨時財政対策債は、一般財源として区分している。

一口メモ

- 一般財源・特定財源とは… 県の歳入は、県税、地方譲与税、地方交付税などのようにその用途が特定されていない一般財源と、国庫支出金、県債、使用料及び手数料などのようにその用途が特定されている特定財源に分けることができます。

表8 一般財源と特定財源における対前年度比較（一般会計）

（単位：千円、％）

区 分	平成19年度 決算額 A	平成18年度 決算額 B	比 較		構 成 比	
			増 減 A - B	伸 び 率 (A-B)/B	19年度	18年度
一般財源	458,069,943	473,651,080	△15,581,137	△3.3	65.5	66.6
特定財源	241,212,093	237,665,609	3,546,484	1.5	34.5	33.4
合計	699,282,037	711,316,689	△12,034,652	△1.7	100.0	100.0

\*注 表8の一般財源と特定財源について、県債のうち、減税補てん債、臨時財政対策債は一般財源として区分している。

図16 歳入に占める一般財源及び特定財源の割合の推移（一般会計）

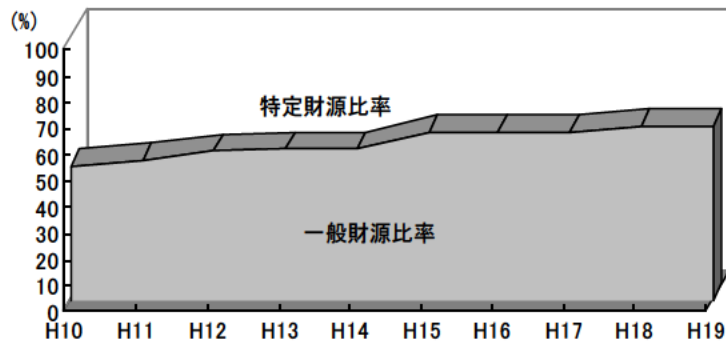
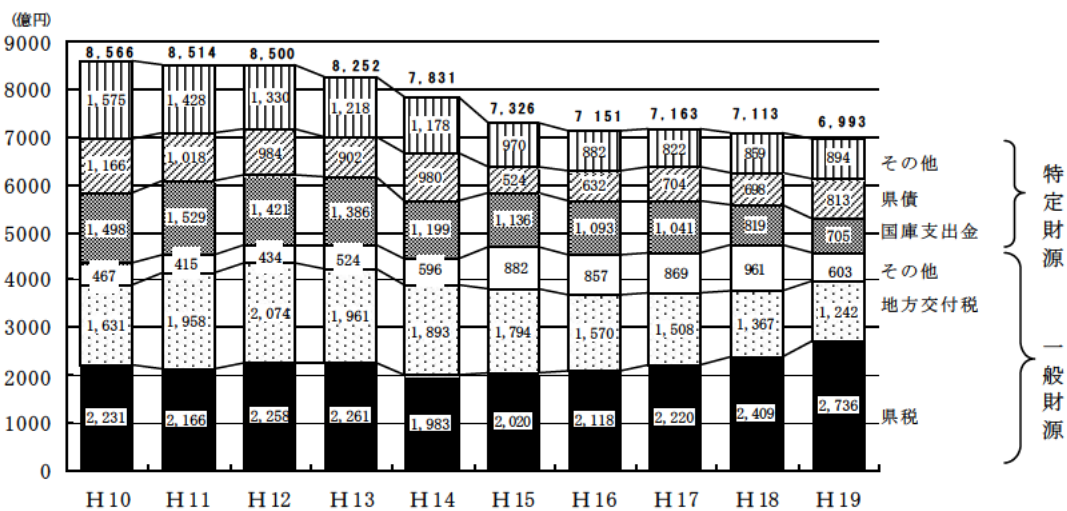


図17 一般財源と特定財源の区分による歳入決算の額の推移（一般会計）



（四捨五入のため合計にあわない場合があります。）